



町税

専用のアプリで スマートフォンでも 納付が可能になります

コンビニ収納の開始に合わせて、スマートフォンを活用した町税などの収納サービスが4月1日から開始になります。

このサービスの対象は、コンビニ納付が可能な税金や料金です。専用アプリをダウンロードした後、納付書のバーコードをカメラで読み取り、電

子マネーにより手数料なしで納付することができます。

詳しい利用方法などは、納付書発送の際にチラシを同封しますのでご確認ください。

銀行やコンビニに行く手間が省け、時間や場所を選ばず簡単・便利に納付することができます。

町税

全国のコンビニで いつでも納付できます

これまで役場や金融機関でしか納付できなかった町税などが、4月1日からコンビニでも納付できるようになります。主に共働き世帯や単身者などから、仕事や通勤などのため納付が大変だとの声もあり、子育て支援策の一つとして準備を進めてきたものです。

コンビニは、休日や夜間でも納付することができ、手数料もかかりません。これまでどおり、役場や金融機関での納付や口座振替も可能です。

コンビニ納付できる町の税金や料金

- ▶ 町県民税
- ▶ 固定資産税
- ▶ 軽自動車税
- ▶ 国民健康保険税
- ▶ 保育料
- ▶ 町営住宅使用料（小屋瀬団地、堀の内団地、鳩岡団地、田の沢団地）
- ▶ 老人保護措置費

金融機関や窓口も引き続き利用可能

コンビニでの納付ができるようになった後も、岩手銀行、盛岡信用金庫、新岩手農業協同組合、葛巻町役場の各窓口での納付や口座振替も引き続き利用可能です。

納付書の様式が変わります

- ▶ コンビニで納付ができる納付書には、バーコードが印刷されています。
- ▶ 各期別ごとに1枚ずつ（つづられていない状態）の納付書に変わります。納付書に記載されている期別と納期限を確認し、納める納期の分だけ役場や金融機関の窓口またはコンビニのレジへお出してください。

納付できるコンビニ店など

ローソン、サークルK、サンクス、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ミニストップなどのコンビニやMMK設置店

※納付場所について詳しくは、納付書の裏面をご確認ください。

※納期限内であれば、全国どこの店舗でも納付することができます。

※MMK設置店とは、MMK端末（公共料金収納端末）が設置され、店頭において「公共料金収納取扱窓口」の表示がある店舗をいいます。

コンビニで取り扱いできない納付書

次のような場合は、コンビニで取り扱いできませんので、役場や金融機関で納付してください。

- ▶ バーコードが印刷されていないもの
- ▶ 納期限が過ぎたもの
- ▶ 納付書1枚当たりの金額が30万円を超えるもの
- ▶ 破損・汚損などでバーコードの読み取りができないもの

コンビニで納付ができる納付書には、バーコードが付いています。手数料なし！休日や夜間でも納付できますので、ご利用ください。



国保

国民健康保険は 町と県で運営します

町が保険者として運営してきた国民健康保険の運営が、平成30年度から県と市町村による共同での運営に変わります。

これまで役場窓口で行っていた保険税の納付や被保険者証（保険証）の発行などに変更はありません。町と県の主な役割は、次のとおりです。

町の主な役割

- ・保険証の発行などの資格管理
- ・標準保険料率を参考に保険料率を決定
- ・保険税の賦課、徴収
- ・保険給付の決定、支給
- ・保健事業の実施

県の主な役割

- ・県全体の国保財政の運営
- ・市町村ごとの国保事業費納付金の決定
- ・市町村ごとの標準保険料率の算定・公表
- ・保険給付などに必要な額を市町村に交付

Q 平成30年度から何が変わるの？

A 県と市町村が共同の保険者になることにより、保険証の様式や高額療養費の算定方法が変更になります。

Q これまで市町村の窓口で行っていた手続きも変わるの？

A 変更はありません。各種申請や届け出、保険税の納付についても、これまでどおり役場窓口での手続きとなります。

Q 保険税はどうなるの？

A 町は、県が参考として示した標準保険料率を参考に、保険料率を決定します。なお、町では当面税率の見直しを予定していません。